

受付登録コード				
1	8	0	3	
1	8	0	3	1

令和 年 月 日提出

源泉徴収票
 準確定申告用源泉徴収票 交付(再交付)申請書

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は、左詰めでご記入ください。
 ※受給権者の方がお亡くなりになっている場合は、基礎年金番号(10桁)をご記入ください。

◎裏面の注意事項をよく読んでからご記入ください。

個人番号(または基礎年金番号)										
年金コード <small>(再交付を希望する年金のコードを右欄にご記入ください。)</small>	受給しているすべての年金について再交付を希望する場合は右に✓をしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> <small>※右に✓をした場合は年金コードを記入する必要はありません。</small>									
生年月日 <small>(該当する文字を○印で囲んでください。)</small>			年		月		日			
	(明治) (大正) (昭和)									
受給権者氏名	(フリガナ)									
受給権者住所	〒 -									
電話番号	- -									
交付または再交付を申請する年区分	(平成) 年分 (令和)				(平成) 年分 (令和)					
交付または再交付を申請する理由 <small>(該当する記号を○印で囲んでください。)</small>	(a) 確定申告または準確定申告のため (b) 所得証明のため (c) その他(具体的な使用目的をご記入ください。) []									

これ以降は、受給権者の方がお亡くなりになっている場合にご記入ください。

ア) ご遺族の方の氏名および受給権者との続柄	(フリガナ)	続柄
イ) 準確定申告用の源泉徴収票が必要な場合はその年区分	(平成) (令和)	年分

注意事項

- ◎再交付した源泉徴収票は年金受給権者ご本人へ送付いたします。
- ◎住所、氏名、電話番号は正確にご記入ください。
- ◎遺族年金や障害年金は非課税所得ですので、源泉徴収票および準確定申告用源泉徴収票は交付されません。
- ◎共済組合等から支給されている厚生年金についても、この申請書で交付申請ができます。共済組合等で決定された年金の源泉徴収票は、共済組合等から送付されます。なお、共済組合等から支給されている共済年金については、この申請書で交付申請ができません。再交付を希望される場合は各共済組合等にお問い合わせください。
- ◎年金受給権者であった方のご遺族の方（配偶者や子等）が申請する場合は、㊦、㊧欄もご記入ください。この場合、「個人番号(または基礎年金番号)」欄および「年金コード欄」には、亡くなられた年金受給権者の基礎年金番号・年金コードをご記入ください。
- ◎個人番号を記入した場合は、次の(1)または(2)を添付してください。なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。
 - (1) マイナンバーカード
 - (2) 以下の2種類の書類（㊦と㊧1種類ずつ）
 - ㊦個人番号が確認できる書類：個人番号が記載された住民票または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ㊧身元確認ができる書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等※身元確認ができる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。